

## ○豊中市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議として、障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域における相談支援事業をはじめとする障害者の地域生活支援システムの整備を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 専門部会及びワーキング会議

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 生涯を通じた一貫した支援のあり方に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (6) 障害福祉サービス事業者の育成とサービスの質の向上に関すること。
- (7) 障害福祉計画の策定及び進捗状況に関すること。
- (8) 課題別専門部会等の設置、運営に関すること。
- (9) その他、障害者の地域生活支援に関すること。

(全体会議)

第4条 全体会議は、前条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について、運営会議及び各専門部会から報告、提案等を受け、その内容を検討及び協議を行い、その結果を豊中市障害者施策推進協議会（豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）により設置する協議会をいう。）に対して報告するとともに施策の提案を行う。

2 全体会議は、運営会議及び専門部会等に対して、必要な指示を行うことができる。

(全体会議の会長及び副会長)

第5条 全体会議には会長及び副会長を置き、会長は市が障害者相談支援事業を委託してい

る基本相談支援を行う指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者から互選によって定め、副会長は会長が指名により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (全体会議の委員)

第6条 全体会議の委員は、別表1に定める障害者支援に見識のある者をもって構成する。

ただし、会長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議の運営)

第8条 全体会議は、会長が招集する。

- 2 全体会議は、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、専門部会及び障害福祉サービス事業者連絡会等からの報告、提案等について整理及び協議を行い、全体会議等の運営について必要な調整等を行う。

- 2 運営会議は、別表2に定める委員をもって構成する。
- 3 運営会議は、前5条の規定を準用する。

(専門部会及びワーキング会議)

第11条 専門部会及びワーキング会議(以下、「専門部会等」という。)は、第3条に規定する事項について専門的に調査研究及び事業等を企画実施し、その結果を全体会議に対し報告及び提案を行う。

- 2 専門部会等の設置は、全体会議が承認し、その運営について必要な事項は運営会議にて定める。
- 3 専門部会等は、別表3に定める委員をもって構成する。
- 4 専門部会等には、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 専門部会等は、第6条から第9条までの規定を準用する。

(秘密の保持)

第12条 第2条各号に定める協議会の関係者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第13条 事務局は、自立支援協議会会長・副会長・基幹相談支援センター・行政で構成する。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年11月26日から実施する。

この要綱は、平成28年7月26日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表1（豊中市障害者自立支援協議会構成委員名簿）の概要

基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、当事者及び家族、別表3に定める専門部会長、

各種障害福祉サービス事業者連絡会代表、就労支援機関、地域福祉組織、行政職員（障害福祉課、高齢福祉、雇用・就労・保育・教育・療育・保健）

別表2（豊中市障害者自立支援協議会運営会議構成委員名簿）の概要

豊中市障害者自立支援協議会会長・副会長、別表3に定める専門部会長、各種福祉サービス事業者連絡会代表、基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

別表3（豊中市障害者自立支援協議会専門部会構成委員名簿）の概要

地域課題検討部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

地域包括ケアシステム推進部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）